

# 立川稲門会会則

(改定履歴)

昭和58年10月23日改正

平成8年11月16日改正

平成11年10月16日改正

平成20年11月24日改正

平成26年10月25日改正

## [名称]

第1条 この会は、早稲田大学立川稲門会と称する。

## [事務所]

第2条 この会の事務所は、立川市に置く。

2、会計に関する事務の連絡先は第5条(6)に定める 会計幹事の自宅または事務所とする。

## [目的]

第3条 この会は会員相互の親睦を深めると共に、早稲田大学並びに地域社会の興隆に寄与する事を目的とする。

2、この会は、政治及び宗教とは一切かかわらないものとする。

## [構成]

第4条 この会は次の者をもって構成する。

- (1)立川市に居住若しくは勤務する校友、教職員校友、推薦校友
- (2)過去に居住若しくは勤務していた校友、教職員校友、推薦校友
- (3)1,2以外で会員が推薦する校友およびそれに準ずるもの。

2、会員は所定の会費を納入する。

## [役員の種別]

第5条 この会に次の役員をおく。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)幹事長 1名
- (4)副幹事長 若干名
- (5)業務幹事 15名以内
- (6)会計幹事 2名以内
- (7)監査 2名

2、この会に顧問を置くことが出来る。顧問は役員会の推薦により、会長が委嘱する。

但し、顧問の任期は2年を限度とする。

## [役員職務および権限]

第6条 会長はこの会を代表し、会務を総理する。

- 2、副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は予め会長が指定する順序により会長の職務を代理する。
- 3、幹事長は、この会の会務を処理する。
- 4、副幹事長は幹事長を補佐する。
- 5、業務幹事は、予め会長が定めた業務を分掌する。
- 6、会計幹事は、この会の会計を取り扱うものとする。
- 7、監査はこの会を監査する。

## [役員選任]

第7条 役員は総会で選任する。

## [役員任期]

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2、欠員を生じた時は補充することができる。その期間は前任者の残存期間とする。

[会議の種別]

第9条 この会の会議は総会と役員会とする。

[総会]

第10条 総会は会員をもって構成する。

2、総会は年1回開催する。但し、必要があるときは、臨時に開催する。

3、総会は、会則の改廃、役員を選任、決算その他重要事項について決定をする。

[役員会]

第11条 役員会は第5条の役員をもって構成する。

2、役員会は総会の決定に基づき、会務の執行を行なう。

3、役員会は会長が必要と認めた時に開催し、この会の運営に関する重要事項を審議決定する。

[会計年度]

第12条 この会の会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終了する。

2、会計年度終了後3年を経過した会計書類は破棄することが出来る。

[費用]

第13条 この会の運営に要する費用は次のものを充てる。

1、会費 年額3,000円

2、補助金

3、寄付金

4、その他

[除名]

第14条 会員が次の号に該当する時は役員会の発議に基づき、総会の決議により除名することが出来る。

1、早稲田大学の名誉を傷つけ、または校友としての品位を害する言動があったとき。

2、立川稲門会の秩序を乱したとき。

3、故意または重大な過失により、早稲田大学或いは立川稲門会に損害を与えたとき。

以上

[附則]

1、この会則は昭和50年1月26日から始まる

2、平成11年11月16日改正の第5条(副会長及び副幹事長の員数は総会で選任された員数とする改正、相談役を新設する改正)及び13条(年会費を2,000円から3,000円とする改正)の規定は同日から施行する。

3、平成16年11月14日改正の第13条(会の目的を会員相互の支援と早稲田大学の事業支援を主目的とし、地域社会への貢献を従たる位置づけとする改定、政治活動と宗教活動にかかわらないとする規定の新設)及び第5条(役員の種類から名誉会長の制度を削除する改定)の規定は、同日から施行する。

4、平成20年11月24日改正の第4条(会員の構成を正会員と賛助会員とする改正及びそれらの定義規定の新設)、第13条(第14条の会員構成規定の改正に伴う会費年額の改正)の規定は同日から施行する。

5、平成26年10月25日改正の第2条(会計に関する事務所規定の追加)第3条(会の目的の明確化)第4条(賛助会員の削除と会費納入条項追加)第5条(地区幹事削除と経理幹事名称変更)第6条(役員業務内容の修正)第8条(役員任期の修正)第10条(総会開催時期の修正)第11条(役員会開催時期と審議事項の規定)第12条(会計年度に関する修正)第13条(費用に関する修正)第14条(除名に関する規定の追加)の規定は同日から施行する。